

○社会福祉法人三郷市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(平成3年5月23日制定)

社会福祉法人三郷市社会福祉協議会費用弁償支給規程(平成2年11月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三郷市社会福祉協議会の役員等の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 費用弁償は、次の各号に掲げる役員等に対して支給するものとする。

- (1) 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会理事、監事、評議員及び顧問
- (2) 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会委員会規程で定める委員会委員
- (3) 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会心配ごと相談所設置規程に定める相談員
- (4) 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会規程に定める委員
- (5) 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会苦情解決に関する規程に定める第三者委員
- (6) 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会三郷市社会福祉大会開催要綱に定める委員
- (7) その他会長が特に必要と認めた者

(費用弁償)

第3条 前条に規定する役員等が招集に応じ、会議に出席したとき、又は業務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 会議に出席したとき 2,400円
- (2) 業務のため旅行したとき 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会職員旅費規程の規定に基づいて職員に支給されることとなる当該旅費の額に相当する額。ただし、市内の旅行については適用しないものとし、かつ、日当については、地域の区分にかかわらず2,400円とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成3年5月23日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成5年11月8日)

この規程は、平成5年11月18日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月25日)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。